

令和6年度第1回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和6年度第1回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■番■■■■委員、■番■■■■委員以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■番■■■■委員、■番■■■■両委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画（第86号）について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	これは新規ですか？
	■番	■■■■の■■■■の■■■■です。この案件ですが、以前■■■■さんはご夫婦でこの農地を管理されていましたが、■■■■さんが体調を崩されて法人の組合員になりたいということで、うちのほうにお話を持って来られて、ちょうど持っておられる田んぼがうちの法人が管理している地区の中にありましたので、組合員として加入していただいて、他の利用権設定の残りが2年8カ月あるのでその期間で利用権設定をいたしました。うちの法人はすべて中間管理機構に預けておりますのでこの案件を出させていただきました。
	議 長	終わりが8年になっているが、他の案件と更新時期を合わせてあるんですか？
	■番	合わせてあります。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。議案第1号「農用地利用集積計画（第86号）について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-37の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。

	■番	■地区担当の■です。受付番号3-37について報告します。場所は■から■へ■mの場所にあります。4月18日に■委員さんと当該者兩名同行のもと現地調査しました。所有権移転をされても何ら問題ないと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。
	議長	ありがとうございました。3-1の案件につきまして、■推進委員さんがお休みですので、■農業委員さんお願いします。
	■番	3-1の案件について報告します。場所は■から■に向かって走りまして■という地区を■方面に■kmほど入ったところにあります。4月19日に譲受人の■さんとお会いする予定でしたが体調を崩されたということで電話でお話を伺ってから■推進委員と現地確認をしました。■さんは今回の案件の農地の隣に別のかたの農地があるんですが、そこで今ブルーの栽培をされております。そこを拡大して■さんの農地にも同じようにブルーを植えたいということで、譲り受けを決められたようであります。■さんは以前農業委員さんをされていたので書類等はまったく不備はありませんし、問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
	議長	ありがとうございました。3-2の案件につきまして、■推進委員さんお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号3-2について報告します。場所は■支所より■kmの場所にあります。4月21日に■農業委員と譲受人の■さん同行のもとに調査しました。譲渡人は農業を病気で廃業のため譲り渡し、譲り受け人はブルーベリーの栽培のために譲り受け新規就農により農業をはじめるとのことです。以前譲渡人より栽培方法を教わりジャムのレシピもいただいているとのこと。譲受人は意欲的であり所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	3-37は写真に見えているお家が■さんのお家ですか？
	■番	いいえ、■さんのお家です。
	■番	地理的に好都合で家庭菜園として活用したいと書いてありますが、地理的にどう好都合なのでしょう？
	■番	すぐ家の裏にあるんです。
	■番	それを説明の時に言ってほしかったです。それから3-1はずいぶん農地が荒れているように見えますが非農地じゃないですよ。重機で開拓してからブルーを植えていかれるんですよ。
	■番	この農地につきましては前管理をされていた■さんが2年前に亡くなられてそれから2年間ほど放っておかれたので、ススキがいっぱい生えている状況でございます。それ以前はかなり綺麗に管理をされておりましたので非農地にはしていません。僕も現地に行ってみてここまで荒れていると思わなかったんですけども、ここはもうススキさえ切っ

		まえば畑になるような農地ばかりでございます。
	■番	3-2の補足説明をします。■さんは最初に■の新規就農者で入って来られてそれから栽培をブルーベリーに変えられたという経緯があります。ご家族でやっておられたんですがご本人が大病を患いまして、奥さんとお母さんではやっていけないということで転売して移住されるそうです。ご承知のとおり神プレミアムブルーベリージャムを生産されているかたです。これを全部■さんが引き継いでやられるようです。■さんというかたはピースウインズジャパンで能登半島の支援活動に行かれておられますが、今後はブルーベリーのほうを本業にされるそうです。元気で若いかたでありますので期待したいと思います。
	■番	今の■さんのことをお聞きしたいんですが、ここでは会社員となっておりますが今度は新規就農者というかたちになられるんでしょうか？もしなられるとしたら、こういった土地を購入するための就農者支援などそういったものを受けられるんだと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか？
	■番	まだそこまでお話しされていません。
	■番	会社員のままやられるんですか？
	■番	近いうちに会社を辞めてこちらに来られる予定です。
	■番	6月頃入られる予定です。
	■番	今言ったように新規就農者になられるんだったら農地取得の場合町から助成金が出るんじゃないかと思うのでアドバイスしてあげたらいいかなと思います。
	■番	今度話してみます。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第3号	議 長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-1の案件につきまして、■推進委員をお願いします。
	■番	■担当の■です。受付番号5-1について報告します。場所は■ ■から■に■の場所にあります。4月24日に■農業委員さんと申請人の■さん同行のもと現地調査しました。■ ■地区において中国電力ネットワークの送電線張替工事にあたり、資材を搬入するための仮設道が必要となるため、申請地を一時転用により仮設道としての利用計画があります。一部法面があり畑の部分も傾斜であります但し盛土を行い鉄板を敷くとのことです。工事完了後はもとの農地に復元することと何ら問題はないものと思われまふ。ご審議のほど

		よろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。5-2、5-3の案件につきまして、委員をお願いします。
	■番	5-2と5-3の案件について報告します。場所は■地区の■の東側にあります。4月19日に■推進委員と■の営業のかたと3人で現地確認を行いました。航空写真をご覧いただくと分かるんですが、真ん中の■番地に申請者の■さんのご実家があってその右側と裏にあり隣接しているので、かなり大規模な太陽光になりますねという話しかから調査を始めました。この農地は以前■という法人が管理をしていましたが、5年ほど前に場所の利便性が悪いということで管理しなくなって荒れた状態になっておりますが、草さえ刈ってしまえば何ら問題はないものと思います。いくつか■さんに確認しましたところ、今まで太陽光の実績は200件以上あるそうで、広島県内を中心にかなり手広くやられているようです。2つほどお願いをしたのは、草刈りなど周りの管理を徹底してくださいということと、今回申請があった農地のなかに1筆だけ■さんの田んぼがあります。このかたとの境界を明確にしてくださいということをお願いしております。それ以外については実績もありますし、広いのもったいないなと思うんですが、ここを利用して農業をしたいというかたが現れませんので太陽光は仕方ないかなと思いながら確認をして帰っております。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	5-3についてですが、現地写真を見る限り横に川がありますが、その川は小田川ですか？
	■番	小田川です。
	■番	小田川は最近大雨が降った時に川が氾濫することが度々あります。太陽光の場合、氾濫した時の対応が何かあるんでしょうか？
	■番	この農地につきましては、小田川に沿って石垣やブロック塀等が約2.5mの高さで作ってありまして川幅も広がっております。■の南側にも小田川が通っているんですが、この上流に灌漑用の堰があって、その堰さえはずしてしまえば大水が出てもここに水が浸入する可能性は低いかなというふうに判断しております。
	■番	堰というのはどういうものですか？
	■番	この田んぼに水を引くための堰があって1m50cm位の板が止めてあるんですが、その板さえ取って流してしまえばおそらくこっちに水が流れてくることはないかなと思います。その堰がオーバーフローした場合は水路を伝って申請の水田に水が入るかなと気になって■さんのほうに話をしております。
	■番	水田に水を引くその水路でなくて川自体からの氾濫でも大丈夫なんでしょうか？
	■番	川そのものから2m以上あがっていて川幅も広いんです。

	■番	だけど最近浸かったということはないんですか？
	■番	浸かったことはないです。
	■番	今は高さが2m以上あって川幅も広く水も少ないけど、この先も浸かる心配はないですか？
	■番	浸からないです。下井関の川みたいに川幅が10mでそこに一気に水が流れ込むことはないです。川幅が20m位あるのでおそらく問題はないと思います。下井関は堰から氾濫しますので。
	■番	小田川周辺は浸かるところが多いのでそこがどうかと思ひまして。
	■番	そこよりは高い所に田んぼがあるので大丈夫かなと思います。この東側に川を挟んで農地があるんですが、そちらは浸かる可能性があるかもしれないです。先方に大水が出た時の対策をお伝えください。
	事務局長	分かりました。そこまで想定はしてなかったんですが、災害防除計画においての隣接の川の状況については書いてなかったんで、そのところは確認しておきます。
	■番	今はそこから水を取っている人はいないので堰がとれると思うんですけど、川の管理がどうなっているか分かりません。
	■番	■■■さんというかたはどんなかたですか？
	事務局長	■■■さんはもう死亡されているかたで、相続をされていない農地になります。登記簿をとっても亡くなった人のままになっていまして、業者もその相続人のかたに確認をとろうとされたんですが、そこまで話しができていないそうで、工事自体は農地が囲まれるようなかたちになっており、進入する赤線とかはないので進入路は確保するとのことでした。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第4号	議 長	続きまして議案第4号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-1の案件につきまして、■■■推進委員をお願いします。
	■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号1-1について報告します。場所は■■■から■■■へ■■■kmぐらいの場所にあります。4月21日に■■■農業委員と調査しました。申請地はA判定で畑部分にたばこを植えていましたが、長年に渡り耕作されておらず雑木がかなり密生し、農地への復元は困難であると思われ、また中国電力ネットワーク発注の鉄塔建て替え工事のための土地の使用・土地の形質変更・立木の伐採も承諾されておりまた今後も農地としての使用もないとのことで地目変更のために非農地申請されたものです。ご審議のほどよろしくお願い

		いたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	補足説明をします。この農地はもう使用してないので雑木が生えています。当初はここを A 判定にしておりまして、重機であれば畑に復元できるということで B 判定に近いというところでございます。理由が理由だけに高圧電線設置工事等のため道路をつけるということですので、状況からして山林に地目変更した上で道路を拡張することが望ましいと考えられますので、ご審議いただきたいと思います。
	議 長	他にありませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第 4 号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第 5 号	議 長	続きまして議案第 5 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	認定農業者数 66 経営体というのは個人法人合わせて 66 ということだと思んですが、その下の基本構想水準到達者とか農業参入法人も新規参入の法人ということでしょうか？それと認定新規就農者が 13 というのは何年間の累計が 13 経営体なんでしょうか？地域計画を作る時に、基本構想水準到達者のかたに耕作をお願いすることもあると思いますので、どこらへんまでとかどういう人がなれるのかといった具体的なところが聞きたいなと思って質問しました。
	事務局長	先ほどの認定農業者のところは個人と法人を足した数字でございます。基本構想水準到達者と認定新規就農者にいつからいつまでの累計なのかというところは、今資料を持ち合わせておりませんので個別で回答させていただきますと思います。あと農業参入法人というのは、適格法人でない解除条件付きで利用権設定してある法人ということで 4 という数字を上げております。
	■番	例えばどんなかたがおられるんですか？基本構想水準到達者というのは、例えば年間農業所得が 350 万とかそのへんをクリアできるような人が到達者なのかなと、そこが見えてこない地域計画を立てる時に困るのかなと思います。
	事務局長	今資料を取りに行っておりますので後ほど回答させていただきます。
	議 長	他にありませんか？
	議 長	管内の農地面積は実際の本当の面積は把握できていないですね。ですから農業センサスの数字を使って出すという形になっておるのが現状ですので、面積等については若干の相違があるだろうと思います。
	事務局長	資料のほうが来ましたのでお答えします。資料的には令和 5 年度に農地係のほうから提供していただいた 12 月 8 日現在の基本構想水準到達者

		名簿ということで、名簿の中には法人が1件、 さんが入っておられて、あとは個人のかたでございます。ちなみに神石地区のかたで言えば、 の さんと の さんの名前がのっております。
	13番	これはどういう基準なんでしょうか？もしかしたらあの人も入っているんじゃないかなという思いもあって、聞かせてもらってるんですが。
	事務局長	詳細についてはお答えできないんですが、農地系の横山係長に話しを聞いておきます。後日お話しをさせていただきます。
	 番	トマトをされているかたはどうなっているんでしょうか？
	事務局長	トマトを作られているかたもおられます。三和で言えば の さんなどが入っております。
	議 長	これは農地系のほうと調整をして来月の総会で改めて内容等については説明をしましょう。
	 番	その前に基幹的農業従事者どういうものなのか、例えば50万以上とかそういう規定があるんでしょうか？例えば家庭菜園だけでも農家は農家といういい方になったりするんですけど、農家総数といったところはそういうのも含めた数だと思うんですが、基幹的というのはどういうものなんでしょうか。もしかしたらそういう方にも地域計画の中では協力してもらおうのいいのかなと思ったりもするもんですから、そのへんが事務局で分かっておいてもらえたら、個別に聞いたときに答えてもらえたらありがたいなと思います。
	事務局長	この数字については農業センサスのほうから出していますので、具体的な名簿みたいなものは持ち合わせていません。
	 番	またお聞かせください。
	議 長	先ほどご質問がありました内容等につきましては、詳細を調査いたしまして次回の総会でご説明をさせていただきます。基本的にこの計画書を県へ報告するわけですが、農業委員会の総会へはかった上で提出をするようになっておりますので、内容に若干の不備があると思いますが必要に応じて修正をさせていただきたいと思います。当面はこの数字で設定することでご異議がないようでしたらご承認をいただきたいということで、いかがでしょうか？
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第5号「令和6年度最適化活動の目標の設定について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	 番	現況地目が山林というのが結構あります。税務的に田畑じゃなくて山林

		としての課税評価なのかなと思うんですが、山林となっているので大分前からE判定になっているんでしょうか？
	事務局長	例えば受付番号33-2の■■■さんは全筆山林になっておりますが、これはすでに非農地証明のほうを出しております。合わせて課税も山林になっております。登記のほうをまだされていないということでこの申請を出されています。
	■■■番	相続登記される時に山林に登記されたらいいんでしょうけど。
	事務局長	届けのさいは委任代理人として行政書士が報告してこられる場合もありますので、窓口に来られたさいには非農地証明を出しておりますので、登記の方を変えてくださいとお願いはしております。なかなかそこまで行き届いてないところもあります。
	議 長	現況地目は農地台帳の地目ということでいいですか？もう非農地証明を発行しているということは農地台帳は山林になってるよね。
	事務局長	登記簿の地目はまだ農地ですので、相続されたということを台帳で変更しております。
	議 長	住民課の固定の台帳の地目じゃないんよね？
	事務局長	毎年1年に1回6月頃になるんですが、固定資産税を課税されたさいにそのデータを農地台帳に反映するようにしてます。
	議 長	固定の台帳地目だということですね。
	事務局長	はい。
	議 長	だからこういうものは地方税法を使って早く地目変更をする必要性があるんじゃないでしょうか。
	事務局長	以前のやり方はもう非農地通知を出してご本人さんが変えてくださいというやり方だったんですが、去年の総会に出した案件から直接税務当局を通じて申し出をいただいているということで、過去のところまでは数が多くて全部できておりません。追々にやっていかないといけないと思うんですが、これからのものについてはこういった処理をしていければと思っております。
	議 長	整理を早くしていかないとこういう問題が出てくるのでできるだけ事務局のほうで頑張ってもらいましょう。
報告第2号	議 長	続きまして報告第2号「農地台帳登録申出について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■■番	当初地籍調査をしたさいに所有者のかたが今後使わないからと原野にしたそうです。原野にされたものは現在畑になっているのでこの申出人さんが善意で地目変更するという申し出です。
	議 長	それでは申請通り登録をさせていただきます。以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後3時6分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和5年5月28日
		会長 ☐ 番 ☐ 委員 ☐ 番 ☐ 委員